

平成29年度
第4回 下水道未普及解消事業における
官民連携事業導入に向けたマニュアル
検討会

本日の議題

■ 検討論点

- 1) 実際の事業のスケジュールにおける課題と対応策
- 2) PPP／PFI手法の事業スキーム決定における課題と対応策

関連項目 マニュアル § 44, § 45, § 50, § 53

- 3) 民間事業者の参入意向調査／参画方法検討における
課題と対応策

関連項目 マニュアル § 42, § 43, § 44, § 45, § 46

検討論点： 1. 実際の事業のスケジュールにおける課題と対応策(1)

主な 論点

- 平成38年度概成に向けて、発注方式の新たな方式をマニュアルで提案した。
- 一方、導入可能性調査から発注・契約まで、概ね1年半～2年程度かかるなど、主にスケジュール上の課題もある。
- スケジュールの短縮に向けての課題は何か。

主な 課題

- 課題① 他の入札と違い、実施方針、入札関係書類、事務手続き等に時間がかかる。
- 課題② また、契約事項に関する書類の新規作成、手続きに時間がかかる。
- 課題③ 地元企業に対する丁寧な説明・理解が不可欠である。

主な 対応策

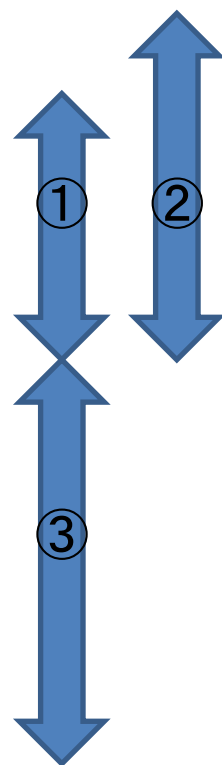
- 対応① 本マニュアルにおいて、実施方針・入札関係書類などのフォーマットを示す。
- 対応② 契約関係に関する書類(主に基本協定書)もフォーマットを示す。
- 対応③-1 地元企業へのアンケート調査表や回答例を示す。
- 対応③-2 事業者丁寧に丁寧な説明があれば、実施方針を省くことも可能。

注)フォーマットは示すが内容は各地方公共団体で十分確認し、都度修正すること。

検討論点： 1. 実際の事業のスケジュールにおける課題と対応策(2)

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|---------------------------|------------------------------------|
| 平成 29 年 4 月 24 日 | 実施方針の公表 |
| 平成 29 年 4 月 24 日～5 月 1 日 | 実施方針に関する質問の受付 |
| 平成 29 年 5 月 22 日 | 実施方針に関する質問に対する回答公表 |
| 平成 29 年 7 月 14 日 | 募集要項（契約書(案)、要求水準書、様式集、事業者選定基準等）の公表 |
| 平成 29 年 7 月 18 日～7 月 24 日 | 資料閲覧及び貸出し期間 |
| 平成 29 年 7 月 18 日～7 月 24 日 | 募集要項に関する質問の受付 |
| 平成 29 年 7 月 31 日 | 募集要項に関する質問に対する回答公表 |
| 平成 29 年 8 月 7 日～10 日 | 応募資格審査書類の受付 |
| 平成 29 年 8 月 18 日 | 応募資格審査結果の通知 |
| 平成 29 年 11 月 15 日～17 日 | 提案書類の受付 |
| 平成 29 年 11 月下旬 | プレゼンテーションの実施 |
| 平成 29 年 12 月上旬 | 事業者の選定 |
| 平成 29 年 12 月上旬 | 基本協定締結 |
| 平成 29 年 12 月中旬 | 業務委託契約締結 |
| 平成 30 年度中 | 工事請負契約締結（提案内容に基づく） |



①実施方針の公表

- PFIではないため、必ずしも実施方針の公表が必要ではない。
- 民間事業者の意見を広く聞く場合には実施方針を公表
- **実施方針の公表を省くことで概ね2～3ヶ月程度短縮可能**

②事業者募集

- 入札関係書類のフォーマットなどを事例集に示す。
- 事前準備期間として実際に5カ月程度を要した
- **フォーマットを用いることで、事前準備期間を2～3ヶ月程度短縮可能**

③応募資格審査～提案

- 提案期間は事業規模にもよるが3～4ヶ月を想定。
- 提案期間が短いとコスト縮減額に影響することが考えられる。³

検討論点： 2. PPP／PFI手法の事業スキーム決定における課題と対応策(1)

主な 論点

- 事業スキームについて、新たな方式(ケース2)をマニュアルで提案したが、契約が2段階になるなど、若干複雑な方式となっている。
- 各スキームを選択する場合の要点は何か。

主な 課題

- 課題① ケース1を選択した場合の設計変更の考え方をどうすべきか。
- 課題② 施工方法、施工手順など提案の余地が大きい場合の対応はどうするのか。
また、契約後、設計内容に官側の意向を反映するためにはどうすべきか。

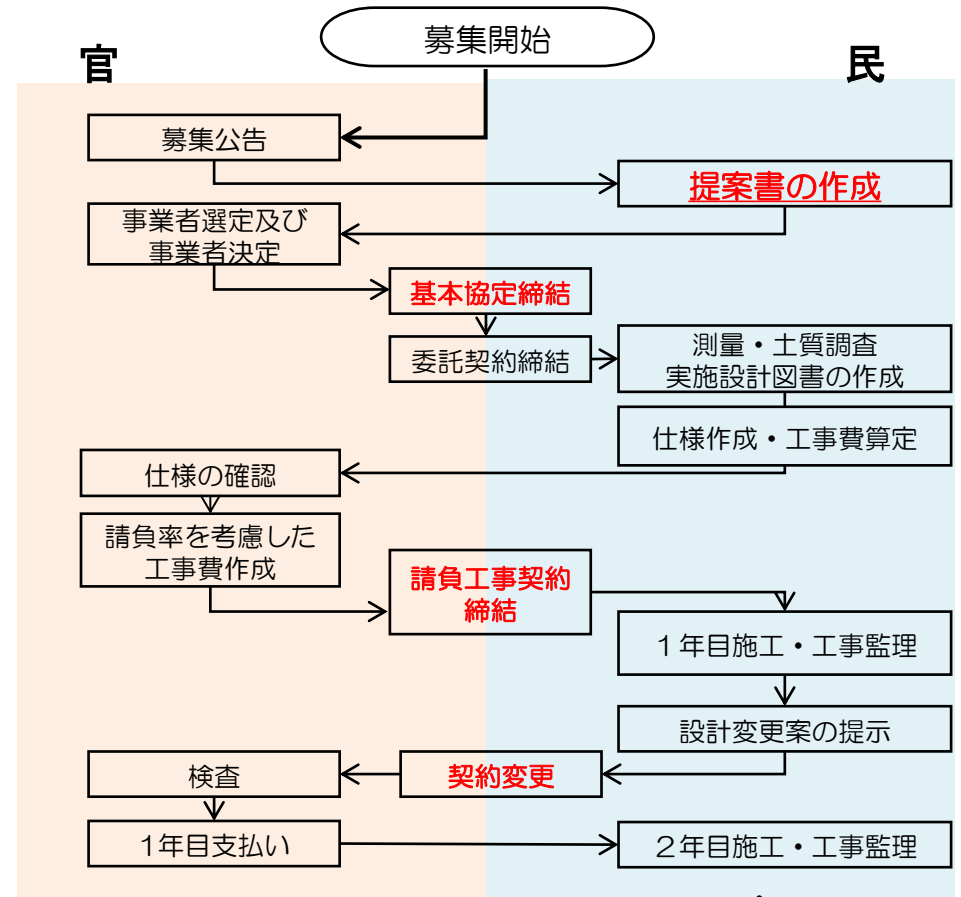
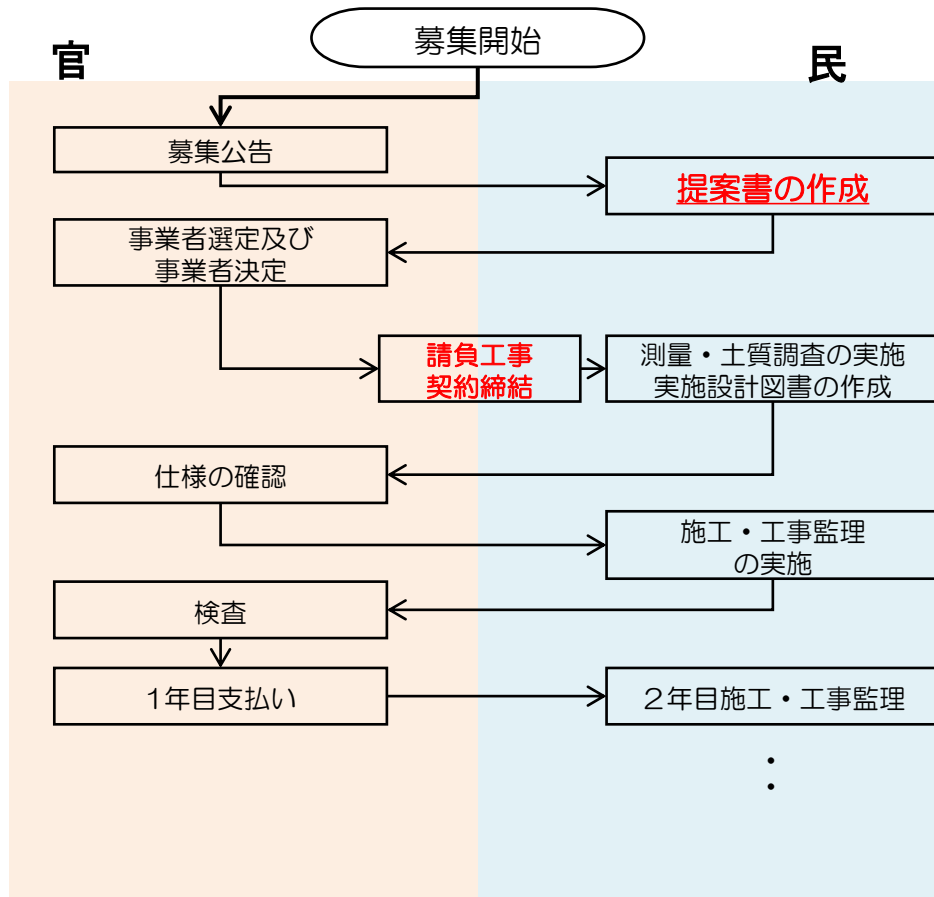
主な 対応策

- 対応策① 精度の高い基本設計を行い、ある程度の工事実施後に軽微な変更を想定する場合はケース1を選択する。
- 対応策② ルート変更など含め、自由な提案を求めたい場合は、ケース2が妥当。
(設計変更がし易い。)

検討論点： 2. PPP/PFI手法の事業スキーム決定における課題と対応策(2)

一般的DB方式の契約フロー（ケース1）

技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー（ケース2）



| 発注前 | メリット | <input type="checkbox"/> 施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 <input type="checkbox"/> 多工区をまとめて発注することが可能なため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 | <input type="checkbox"/> 施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 <input type="checkbox"/> 多工区をまとめて発注することが可能なため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 <input type="checkbox"/> 発注前リスクについては工事費を詳細設計後に交渉できるため事業者のリスクが低い。 |
|-----|-------|---|---|
| | デメリット | <input type="checkbox"/> 発注前リスクを低減するため、多岐に渡る調査が必要 <input type="checkbox"/> 基本設計の精度を上げるため、多くの時間が必要 | <input type="checkbox"/> 設計企業と工事企業のコラボレーションを図るため、説明会などを実施する必要がある。 |

主な 論点

- 入札説明書の公表、契約終了などいくつかの事例が出てきている。
- 一方、民間事業者側からは、参画に対して比較的積極的ではない声も聞かれる。
- どこを工夫すれば、民間事業者が積極的参画の条件となるのか。

主な 課題

- 課題① 地元建設業者が主な事業主であり、今までと違った手法のため取り組み難い。
- 課題② 設計コンサルタントが建設事業者の協力会社で作業する利点が少ない。
- 課題③ 発注ロットが比較的大きくなることから経費率が小さくなる。

主な 対応策

- 対応策① 地元企業への説明資料などの事例を示す。
- 対応策② ケース2を選択した場合は、委託・請負契約を別にするのが可能となる。
- 対応策③ ケース1を選択した場合は、インセンティブを与えるための手法を個別に検討する。(VE手法など)

<契約方式による契約内容の差>

■ 一般的DB方式の契約方式(ケース1)

- 契約締結後に事業者は設計図書に基づいて**請負代金内訳書・工程表を作成**する
- 設計変更が発生することを想定し、契約後に**請負代金額の変更があった場合**における金額の算定を行うための**工事費単価をあらかじめ発注者・受注者双方で協議し、合意する**

■ 技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式(ケース2)

- **基本協定を締結した後に調査の実施設計書作成までを委託契約として締結し、工事費が算出された段階において、請負工事を随意契約で締結**
- 詳細設計を行っていない、提案段階で工事費の内訳をどの程度提出させるか検討が必要

<VE方式(個別検討)>

■ 入札時VE: 工事の入札時に入札参加者の技術提案を受け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、当該提案を行った入札参加者はその技術提案を基に入札することができる方式。(発注者が行う予定価格の積算等には反映されない。)

■ 契約後VE: 工事の契約後に受注者からの技術提案を受け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の一部を支払う方式。